

議案第64号

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月16日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例  
杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例（平成27年杉並区条例第39号）  
の一部を次のように改正する。

附則第4項中「による住民基本台帳カード」の次に「（平成28年1月1日前に  
第5条の規定による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下  
「旧条例」という。）第3条第2項の規定により交付サービスの提供に必要な情報  
を記録されたもの及び杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正す  
る条例（令和4年杉並区条例第 号）の施行の日前に同条例による改正前のこの  
項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第3条第2項の規定によ  
り交付サービスの提供に必要な情報を記録されたものに限る。）」を加え、「第5  
条の規定による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧  
条例」という。）」を「旧条例」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳カードの利用に係る経過措置の対象となる住民基本台帳カードの範  
囲を改める必要がある。

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～3 略</p>	<p>1～3 略</p>
<p>4 番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第12項の規定による住民基本台帳カード（平成28年1月1日前に第5条の規定による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により交付サービスの提供に必要な情報を記録されたもの及び杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例（令和4年杉並区条例第 号）の施行の前日に同条例による改正前のこの項の規定によりなおその効力を有することとされた旧条例第3条第2項の規定により交付サービスの提供に必要な情報を記録されたものに限る。）の利用については、旧条例</p> <p>_____の規定は、番号利用法整備法第20条第1項</p>	<p>4 番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第12項の規定による住民基本台帳カード</p> <p>_____の利用については、第5条の規定による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、番号利用法整備法第20条第1項</p>

の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第1条中「住民基本台帳法」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」と、「法」とあるのは「旧法」と、旧条例第2条中「法」とあるのは「番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」とする。

の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第1条中「住民基本台帳法」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」と、「法」とあるのは「旧法」と、旧条例第2条中「法」とあるのは「番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」とする。